

は じ め に



少子高齢化の急速な進行、産業構造の転換やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況にあって、経済・社会全体の活力を増し、人々が将来への希望を持てる環境づくりを進めるには、性別にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が必要であり、我が国の最重要課題にもなっています。

本市では、「自立」「平等」「快適」をキーワードに、市、市民、事業者が協働して「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標とする「男女平等かわさき条例」を、2001（平成13）年10月に施行しました。また、2004（平成16）年5月には、条例に基づく初の計画となる「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定して、男女平等施策を総合的・計画的に推進し、5年が経過しました。

第1期行動計画に基づくこれまでの取組は着実にその成果を現しているところですが、さらに取組を充実させ、推進していくために、川崎市男女平等推進審議会からの答申と市民の皆様の御意見を尊重して、このたび、第2期行動計画を策定しました。

第2期行動計画では、相談件数が年々増加している配偶者からの暴力（DV）の防止や被害者支援を中心とする「柱Ⅰ 『女性の人権』の確立」、男女がともに仕事と暮らしの両立を図るための「柱Ⅱ 仕事と暮らしへの支援」、子どもからおとなまで、さまざまな場面で男女平等に関する学習及び研修の機会を充実する「柱Ⅲ 学習機会と情報の提供」、政策・方針決定過程への女性の参画等を促進する「柱Ⅳ 推進体制の充実」の4つの柱のもと、施策を一層推進してまいります。

策定にあたり、川崎市男女平等推進審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントに御意見をお寄せくださった市民の皆様など、多くの方々から貴重な御意見をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

今後、本計画に基づき、平等で快適なまちづくりに向けて積極的に取組んでまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

2009（平成21）年3月

川崎市長 **阿部 孝夫**